

令和3年度第1回さいたま市都市計画審議会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時：令和3年8月16日（月曜日） 午後 2時30分から
(2) 場所：ときわ会館5階大ホール

2 出席した委員の氏名

1号委員	2号委員	3号委員	臨時委員
久保田 尚 会長	出雲 圭子 委員	阿部 俊彦 委員	
足立 文 委員	久保 美樹 委員	(代理 山田 寧氏)	
石井 依子 委員	玉井 哲夫 委員	吉澤 隆 委員	
伊藤 義夫 委員	西沢 鈴子 委員	澤口 清貴 委員	
上田 真弓 委員			
小池 知子 委員			
深堀 清隆 委員			
吉田 学 委員			

3 欠席した委員の氏名

1号委員	2号委員	3号委員	臨時委員
久野 美和子委員		堀内 真代 委員	

4 議題及び公開又は非公開の別

- 議案第404号 さいたま市都市計画公園の変更について（さいたま市決定）…公開
○議案第405号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定による処理施設に係る敷地の位置の許可について…公開

報告事項

- (1) 令和2年度第4回さいたま市都市計画審議会（令和3年3月23日）答申案件の結果について…公開

5 傍聴者数

5名

6 賛否の数（議長を除く）

- 議案第404号・・・ 14名中 賛成14名
○議案第405号・・・ 14名中 賛成14名

7 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

〔午後 2 時30分 開会〕

○事務局（桑原） それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第1回さいたま市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日、司会を担当いたします都市計画課の桑原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日、代理出席でご出席いただいている委員をご報告させていただきます。

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長の阿部俊彦様が所用で出席できませんので、同副所長、山田寧様が代理でご出席されております。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、皆様にご了承いただきたいことが2点ほどございます。

1点目でございますが、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。感染症対策の防止対策といたしまして、会議中はマスク着用にご協力をお願いいたします。

そして、2点目でございますが、さいたま市では、省エネ・節電のための取組といたしまして、令和3年5月1日より10月31日までの期間、クールビズを実施しております。そのため、ノーネクタイ、ノージャケットなど、軽装での勤務を奨励しておりますので、皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、今年度、都市計画審議会の委員を新たにお願いする方々への委嘱状交付をいたします。

本来であれば、市長より交付するところがございますが、市長が所用のため出席できませんので、代わりまして小泉都市局理事より交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立をお願いいたします。

出雲圭子様。

○都市局理事（小泉） 委嘱状。出雲圭子様。さいたま市都市計画審議会委員を委嘱します。令和3年8月16日、さいたま市長、清水勇人。代読です。よろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） 久保美樹様。

○都市局理事（小泉） 委嘱状。久保美樹様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） 玉井哲夫様。

○都市局理事（小泉） 委嘱状。玉井哲夫様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） 西沢鈴子様。

○都市局理事（小泉） 委嘱状。西沢鈴子様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） 阿部俊彦様。

○都市局理事（小泉） 委嘱状。阿部俊彦様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） 吉澤隆様。

○都市局理事（小泉） 委嘱状。吉澤隆様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） これにて委嘱状の交付を終了させていただきます。

続きまして、小泉都市局理事よりご挨拶申し上げます。

○都市局理事（小泉） 皆様、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました都市局理事の小泉でございます。

本日はご多忙のところ、令和3年度第1回さいたま市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本来ならば、都市局長の土屋がご挨拶申し上げますところですが、本

日、所用により欠席させていただいておりますので、私からご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日頃よりさいたま市の都市計画行政に対しましてご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

現在、さいたま市では、毎年約1万人の人口増加が続いておりますが、令和12年頃には、いよいよ人口減少の局面が到来すると想定されております。本市が将来も持続的に成長、発展するには、人口がピークを迎えるまでのこの約10年間の約10年がこれまで以上に重要な期間となり、都市計画の視点からも、さいたま市の将来をしっかりと見据えた検討が重要であると考えております。

また、人々が望む暮らしや時代のニーズに応え、都市として成長を遂げていく取組を着実に推進していくためにも、各種都市計画制度を適切に活用してまいりたいと考えております。

本日の審議会では、都市計画の変更について2件ご審議をいただく予定でございます。

委員の皆様方におかれましては、皆様の様々な現場での豊富なご経験や課題等をご考慮いただきまして、幅広いご意見、ご指導を承りますよう重ねてお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（桑原） 続きまして、幹事を紹介させていただきます。

都市局長の土屋でございますが、本日は欠席でございます。

都市局理事の小泉でございます。

○都市局理事（小泉） 都市局理事の小泉でございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局（桑原） 都市局都市計画部長の篠崎でございます。

○都市計画部長（篠崎） 都市計画部長の篠崎でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（桑原） 都市局都市計画部次長の古市でございます。

○都市計画部次長（古市） 都市計画部次長の古市でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（桑原） 次に、審議に入ります前に、本日の会議資料を確認させていただきます。

本日の会議資料は、配付資料一覧表のとおり議案書及び資料であり、事前に郵送しております。資料の不足等がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入っていただきたいと思っております。

審議に当たりましては、さいたま市都市計画審議会条例の規定により、久保田会長に議長となつていただき、これからの会議の進行をお願いしたいと思います。

久保田会長、よろしくお願いいいたします。

○議長（久保田） それでは、改めまして、皆様には、お忙しい中、また世の中いろいろ難しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

規定によりまして、ここから私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

審議に当たりましては、慎重かつ能率的に進めていきたいと思っておりますので、ご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいいたします。

では、まず最初に、事務局から委員の出席状況の確認をよろしくお願いいいたします。

○事務局（桑原） 委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、久野美和子委員及び堀内真代委員から欠席の連絡をいただいております。

よって、17名の委員の中15名のご出席でございます。

したがって、さいたま市都市計画審議会条例の規定による委員の2分の1以上の定足数に達

しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

○議長（久保田） ただいまのご報告のとおり、本日の会議は成立いたしております。

次に、会議録の署名委員を決めたいと思います。これも規定によりまして、私から指名をさせていただきます。

本日は小池委員、それから出雲委員、お二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

よろしくお願いたします。では、本日は、小池委員と出雲委員に議事録の署名をお願いいたします。後日、事務局が会議録を作成の上、お持ちいたしますので、ご確認の上、ご署名をよろしくお願いたします。

今回、本審議会へ諮問のありました案件は、お手元の案件一覧にあります議案第404号及び議案第405号の計2件であります。

今回の審議の流れについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（桑原） 本日の審議の流れについてご説明させていただきます。

お手元の案件一覧をご覧ください。

本日の審議では、議案第404号及び議案第405号について、1議案ごとの説明、採決とさせていただきますと思います。

審議の流れの説明については、以上となります。

○議長（久保田） ただいまのご説明のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

では、次に、議案のうち、非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局に伺います。

○事務局（桑原） 本日の会議で、非公開事項に該当する議案はございません。

以上でございます。

○議長（久保田） それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。

ただいま事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がありましたが、委員の皆様にお尋ねいたします。

さいたま市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱第2条に基づき非公開事項に該当する議案がありましたら、ご提案をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保田） それでは、本日は非公開とする議案はないということで進めさせていただきますと思います。

つきましては、当審議会を公開するものといたします。傍聴希望者の入室を認めることといたします。

また、本日の配付資料及び後日作成する会議録につきましても公開となりますので、この場で委員の皆様にご了承いただきたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保田） それでは、事務局におかれましては、傍聴者の方がいらっしゃるかどうかお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○事務局（桑原） 本日は傍聴者の方がいらっしゃっておりますので、傍聴者の方が入室するまで、しばらくお待ちください。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田） 議事に入ります前に、傍聴の方にご注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りしました傍聴要領をお読みになり、遵守していただきますようお願いいたします。

万一、傍聴要領に反する行為をなされた場合には退室していただきますので、よろしくお願いいたします。

〔議 事〕

議案第404号 さいたま市都市計画公園の変更について（さいたま市決定）

議案第405号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定による処理施設に係る敷地の位置の許可について

○議長（久保田） それでは、ただいまより令和3年度第1回さいたま市都市計画審議会の議事に入ります。

本審議会で審議する案件は、お手元の議案一覧にありますとおり、議案第404号及び議案第405号の2議案でございます。

では、これより議案説明に入ります。

まず、議案第404号「さいたま市都市計画公園の変更について」説明をお願いいたします。

都市公園課長、お願いします。

○都市公園課長（麻生） 都市公園課長の麻生と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久保田） 着席をお願いします。

○都市公園課長（麻生） ありがとうございます。

それでは、議案第404号「さいたま市都市計画公園の変更について」ご説明さしあげます。

本議案は、平成19年度に開設いたしました合併記念見沼公園を南側に拡張整備するための都市計画公園の変更というものでございます。

説明は、前方のスクリーンに沿って行いますが、お手元の資料も参考に同時にご覧ください。

初めに、計画地の位置についてご説明いたします。

本計画地は約1,260ヘクタールという広大な面積を持つ、首都近郊における貴重な大規模緑地空間となっております見沼田圃地内に位置しております。具体的には、大宮駅から東へ約2キロメートル、さいたま新都心駅から北東へ約2キロメートルの場所に位置しております。

計画地の北西側には芝川小学校が立地しておりまして、西側は江戸時代中期から続く、関東平野最大の農業用水であります見沼代用水の西縁がございまして、東側には芝川が流れております。また、北側にはさいたま市防災センターや大宮消防署、自治医科大学附属さいたま医療センターなどがございます。防災面での主要施設が立地する地区でもあります。

次に、合併記念見沼公園についてご説明いたします。

計画地では、合併記念見沼公園を平成19年度に先行整備して開設いたしました。合併記念見沼公園は、平成14年度の市民や有識者などの発意に基づき、市が基本計画を策定いたしましたセントラルパーク整備構想の先行整備地区として開設した都市公園でございます。浦和市、大宮市、与野市の3市合併や、岩槻市との合併を経たさいたま市にとりまして、計画地が市のほぼ中央にあることから、合併記念のシンボルとして整備したものでございます。

合併記念見沼公園には、交流広場、自然草地ですね、また見沼の池、ピオトープなどを整備いたしまして、現在は市民の憩いの場として多くの市民の皆様にご利用されております。

次に、セントラルパーク整備構想についてご説明いたします。

セントラルパーク整備構想は、見沼田圃の保全・活用・創造の具体的な方策として貴重な動植物の保全に努め、市民のオアシスとなる緑の拠点の形成や農業との接点の場の形成を目指すものでございます。

次に、セントラルパーク整備構想の位置づけについてご説明いたします。

市の新たな総合振興計画として、2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプランを策定しまして、セントラルパーク次期整備地区を重点戦略の一つとして位置づけております。その中で見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導する緑の核となるとともに、市民の避難場所となり、かつ広域防災拠点を補完する防災機能を有する都市公園の整備を進めていくこととしております。

また、さいたま市緑の基本計画改訂版におきましては、セントラルパーク及びその周辺につきまして、市における緑の将来像として「緑のシンボル核」及び「見沼田圃シンボル軸」の両方に属する重要な場所に位置づけ、セントラルパークの整備を推進することとしております。

今回の合併記念見沼公園の都市計画変更案について概要をご説明いたします。

変更項目は4点ございます。

1点目は、公園区域の変更です。図のように緑の区域から赤色の区域に拡張整備いたします。

2点目、公園面積の変更です。約3.9ヘクタールから約15.7ヘクタールに変更いたします。

3点目、公園種別の変更です。地区公園から総合公園に変更いたします。

4点目、都市計画公園名称の変更です。合併記念見沼公園からさいたまセントラルパークに変更いたします。

なお、都市計画公園名称とは別に、今後、公園名称は検討していく予定でございます。

今回の変更案の内容であります計画の概要についてご説明いたします。

本公園の基本方針としては、先行して開設された合併記念見沼公園と一体となり、見沼田圃の保全・活用・創造を先導する公園として、また見沼田圃と市民をつなぐ場を整備・創造することとしております。

整備のねらいといたしましては、①水と緑のネットワーク形成のモデル地区として、緑地の保全、回復、新たな緑地の創造、緑地間の連携強化。②市民活動の場や憩いの場の不足解消。③公園の整備によって、市として避難場所、応急給水場所の確保や災害体制の強化が挙げられます。

最後に、施設内容についてでございます。

見沼田圃と市民をつなぐための場としての広場や、学習水田を整備するとともに、見沼田圃を創造するための池の造成、またこれらを活用するためのビジターセンター、駐車場の整備を予定しております。さらに、災害時には、市民の避難場所や応援部隊の参集場所としての機能を有することを想定しているものでございます。

続きまして、都市計画手続の状況についてご報告いたします。

まず、都市計画法第16条に基づく説明会の開催状況についてご報告いたします。

お手元の資料では、資料1-2をご覧ください。

本年3月に説明会を2回開催いたしまして、合計50名の方々にご出席いただきました。説明会の周知方法といたしましては、土地権利者及び借地権者の方に個別に通知及び各自治会へ開催通知のチラシを送付いたしたところでございます。

説明会では多くのご意見をいただきました。主なご意見といたしましては、1、公園の必要性に関して、2、計画範囲に関して、3、計画内容に関して、4、水害に関して、5、道路整備に関して、6、その他となります。

次のスライドから、この順番でご意見と回答についてご説明させていただきます。

まず、公園の必要性に関してのご意見でございます。現状で合併記念見沼公園の利用者が少ないと感じるが、アンケートを取って市民の憩いの場として整備することにしたのかといったご意見をいただきました。具体的なアンケートは実施してございませんが、市全体としては公園が少ないことも実態であること。合併記念見沼公園ではイベントを開催して、地域住民の方からも期待されていることをご説明させていただきました。

次に、当初の構想では、浦和西高校周辺まで広がる公園だが、セントラルパークとして防災拠点がここまで必要なのかといったご意見をいただきました。このご意見に対しましては、構想自体は約60ヘクタールという広大なものですが、今回は15.7ヘクタールに限定したものであること。現段階では、次の計画に対して未定であることをご説明させていただきました。

計画範囲に関するご意見は2点ございました。計画が住宅地にかかっていることから、今後の計画変更の可能性。さらに、住宅地を外して道路の新設はないのかといったご意見をいただきました。このご意見に対しましては、都市計画の考え方や、公園へのアクセス性を考慮して公園範囲は計画していること。また、道路に関しては既に公園の南側に都市計画道路が決定しておりまして、今回、その道路に整合する公園の変更をするものであることをご説明しあげました。また、今後、用地取得に関しては、丁寧に進めていくことをご説明したところでございます。

計画内容に関するご意見もございました。駐車場が住宅地側に計画されているため、位置を変更できないかといったご意見もございました。このご意見に対しましては、今後、警察協議を含め、必要な検討を各段階で進めていくことをご説明させていただいたところです。また、避難者への電気供給として、バイオマス発電や太陽光発電を考慮したほうがよいといったご意見もございました。これまでも防災公園を整備する際には、ソーラー発電等、各種防災施設を設置しておりまして、当公園においても進めていきたいという考えをご説明させていただいたところでございます。

次に、水害に関してのご意見もいただきました。主に雨水の流出について隣地への配慮はあるのか、芝川は氾濫しないのか、公園が水浸しにならないのかといったご意見でございました。これらのご意見に対しましては、水害にも対応できる調整池として「見沼の池」を計画していることをご説明させていただきました。また、水害時の避難場所としては、別に確保しているものであり、当公園は地震時の避難場所として機能するものであることをご説明させていただきました。

次に、道路整備に関しては2点ご意見がございました。

1点目は、代用水沿いの管理用通路の拡幅の有無についてご意見があり、拡幅計画は管理者から聞いておりませんという旨をご説明させていただきました。

2点目は、芝川沿いの道路拡幅と都市計画道路「南大通東線」の整備に関するご質問でした。このご質問に対し、道路拡幅に関しては、歩道付きの9メートル道路の検討を進めているということ。南大通東線につきましては、歩道付きの4車線で計画しており、整備時期は道路と公園の整備を合わせて実施できるよう調整していくことをご説明させていただいたところです。

最後に、その他といたしまして、公園の維持管理費用についてご意見がございました。市としま

しては、国土交通省の補助金を活用するなど、市の財政負担を抑えられるよう調整していくことをご説明させていただきました。

また、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での説明会実施と併せまして、市のホームページ上で説明動画を配信いたしまして、ホームページのアンケートフォームを活用して、意見、質問の受付を行いまして、市のホームページで回答を公表することといたしました。結果といたしまして、ホームページのアクセス数が145回、説明動画閲覧件数が520回あったところでございます。

計画内容に関するご意見としまして、展望広場の高さに関するご意見がございました。このご意見に対し、展望広場は、現状から約2メートル盛土する計画であるということ。植栽帯を設けて、住宅地側に配慮した計画であることをご回答いたしました。

2点目は、計画地南側の大宮南部浄化センターにある「みぬま見聞館」の内容と、今回の公園の計画内容が類似しているように思えるため、総合的に利用できる計画とすべきのご意見がございました。このご意見に対しまして、市としては、「見沼の池」や「学習水田」に関しましては、既存の「みぬま見聞館」とは異なる機能を有していると考えておりますが、今後の検討に当たりましては、貴重なご意見の一つとして参考とさせていただきたいとご回答いたしました。

続きまして、都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧についてご報告いたします。

縦覧期間につきましては、令和3年6月16日から30日までの2週間行いました。また、同期間で意見書の提出期間を設けたところです。結果、縦覧者は3名で、意見書の提出は2通ございました。

主な賛成のご意見といたしましては、豊かな自然が市民のオアシスとして保全されること、また防災拠点としての機能を有することに賛成とのご意見をいただいております。自然環境の保全、防災機能が果たせるよう設計を進めてまいりたいと考えております。

その他のご意見として、予定地内に自生している植物の保全・保護をしてほしいとのご意見がありまして、現在の合併記念見沼公園の生息状況などを踏まえ、対応を検討したいと考えております。

最後に、環境影響評価につきましてご報告いたします。

さいたま市環境影響評価条例に基づき手続を実施しておりまして、平成29年3月に調査計画書、平成30年6月に準備書を提出しております。その後、準備書の縦覧及び説明会を実施いたしまして、平成30年7月の委員会、10月の技術審議会を経まして、12月に市長意見書を受理しております。さらに、これらの結果を受けて評価書を作成、提出いたしまして、平成31年3月から4月にかけて縦覧をいたしました。

環境影響評価の結果といたしましては、本事業は、周辺地域の環境の保全に適切に配慮した事業であるとの評価を得たところでございます。

以上で議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保田） ありがとうございます。

では、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見などがございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

出雲委員からお願いします。

○出雲委員 ご説明ありがとうございます。

何点かご質問させていただきたいと思います。

今回のセントラルパークの計画区域全体の整備完了予定というのは、いつ頃になるのかということ、先ほど未定だというふうにお話がありましたが、今回の区画に関しては、完成予定はいつ頃かということをお話してください。

また、今回の整備開始と完了、開始の時期についても教えてください。あと完成時期ですね、令和12年に人口が減りますよというお話ですけれども、完成したときには、人口想定で今回の公園を整備するに当たって、人口当たりどの程度、1人当たり面積が改善するのかというところを教えてください。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） ただいまのご質問にお答えいたします。順次お答えしたいと思います。

まず、この事業の完成予定というところでございますが、事業の順番といたしまして、今回、都市計画の決定について手続をしておるところでございますが、この後、都市計画決定が済みまして後は、事業認可を取得し、用地交渉を進めてまいります。この用地交渉に、非常に広い地域ですから、時間がかかるというふうに考えておまして、今のところの予定は、令和12年度に開設というふうに考えておるところでございます。

次に、完成したときの1人当たりの公園面積というところでございますけれども、令和12年度の人口予測は、およそ131.8万人というふうに総合振興計画に位置づけております。今回の面積が11.8ヘクタール、拡大する部分が11.8ヘクタールでございますので、これで割り返しますと、今回の拡大部分については0.09平米、1人当たり0.09平米増えることとなります。現在のところ、現在といいましても、令和3年4月の時点のさいたま市の1人当たりの公園面積は5.04平米でございますので、およそ足し合わせたぐらいの公園面積になるかと思われます。よろしいでしょうか。

○議長（久保田） 出雲委員、いかがでしょうか。

○出雲委員 ありがとうございます。

続きまして、これから用地取得をされていくということですが、それに関しては説明会をされるご予定でしょうか。

○都市公園課長（麻生） ご質問にお答えいたします。

事業認可を取った後、測量を行います。この測量を行うに当たりまして、権利者の方の土地に立ち入ることもございますので、この時点でまずはお話をさしあげることとなりますし、用地交渉を始めるに当たりまして、ご案内をさしあげてからというふうに考えておりますので、まず来年度ぐらいには、測量を実施して、用地交渉に入っていきたいと考えております。

○議長（久保田） よろしいですか。どうぞ。

○出雲委員 ありがとうございます。

続きまして、今回の公園利用に関してなんですけれども、頂いた資料の中では、見沼田圃の保全・活用・創造等と公園不足の解消というふうに示してありましたが、見沼田圃の自然環境の保全・再生、オアシスとなる緑の拠点や農業と市民の接点として形成するものであることというふうに書いてありました。また、今回は、総合公園として位置づけするものですよというふうにございます。具体的な利用についてどのようなことを想定しているか教えてください。例えばボールの遊びができるとか、冒険遊び場、プレパークが造れるとか、また商業利用等の利用は可能かということと、あと公募設置管理制度ですね、Park-PFIの活用を想定している

かどうかというところも教えていただければと思います。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） ご質問にお答えいたします。

具体的にどんな整備がされるのかというご質問だというふうに認識いたしました。現在、公園の計画といたしましては、基本計画段階でございまして、まだ詳細という検討をしておるところではございません。

ただ、広くご覧いただいたように、先ほどの計画図出ますかね。前に絵が出ましたけれども、このような形で考えておきまして、広く広場を取って広大な公園というふうに考えております。街区公園のような町なかにもできるものと違いますので、伸び伸びと皆様が活用できるような公園というふうに考えております。

商業的な利用、あるいはPark-PFI等におきましては、これから具体的な設計を進めていくまでに検討していこうと考えておるところでございまして、よろしいでしょうか。

○議長（久保田） 出雲委員、よろしいですか。どうぞ。

○出雲委員 すみません、複数ご質問してすみません。あと何点かあります。

先ほどもご説明の中で、地域防災では医療拠点を補完するオープンスペースとして想定されていると。また、アクセスされているんですけども、この公園にアクセスする道路の幅が狭い箇所があるんじゃないかというふうに思っております。

先ほど道路も拡張しますということですけども、例えば県の緊急避難道路みたいなどころからは、今の時点では外れているので、県にそういった依頼をされるかどうかというところも教えていただければと思います。

あと、先ほども広域避難所というふうにありましたけれども、例えば地震のときにベースキャンプとして使われるとか、仮設住宅とか資材置場というふうに想定しているかどうかというところを教えてくださいなと思います。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） ご質問にお答えいたします。

まず、アクセス道路の件でございまして、現在は地区の北側の宮大から延びております中央通りから100メートルほど入ったところに、先行整備地区の公園があるというところで、北側のアクセスが主なところになりますけれども、計画的にはこの地区の南側、ちょっと前の図だと薄いんですけども、都市計画道路の南大通東線が既に計画されております。この道路が産業道路から延びてまいります。そういったことも現在、担当部局とは調整しておりますので、北側と南側に主要道路との連絡ができるという計画でおるところでございまして。

また、防災面においてでございますけれども、仮設住宅などが建つかどうかという点につきましては、市の地域防災計画の中で位置づけをつくっていくこととなりますので、今後の調整かと考えております。

総合振興計画においては、現在、市民の避難場所となり、かつ広域防災拠点を補完する防災機能を有する都市公園の整備を進めるというふうにしておりまして、まずは広い敷地を用意しておくということ。あと国交省のテックフォース、新都心の広域防災拠点との関連といたしましては、テックフォースとしての緊急車両がここに集積できるようになるように想定しておりまして、この点につきましては、国交省さんと連携して検討を続けていく予定でございまして。

○議長（久保田） どうぞ。

○出雲委員 ありがとうございます。

今ご説明でも水害に関しては、ここは使いませんよというお話があったんですけども、例えば水害対策として、どのようなことを考えていらっしゃるのかということをお話していただければと思います。

調整池として見沼の森でしたっけ、沼でしたっけ、というのがありますよという話ですけども、今、日本でも思っていないような災害が起きていますが、そういったこともどの程度加味されるのかということをお話していただければと思います。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） 水害という点でご質問いただきました。

絵の右側のほうに見沼の池というのが配置されてございます。もともと見沼田圃は低地でございますので、水害という点では水がたまりやすい場所でございます。ただ、この地区、広大な地区でございます。ここを整備いたしましたときに、芝川、流れていく先ですね、芝川の下流に影響が出ないように調整池を設けることが必要というふうに指導もいただいております。この見沼の池、もともと常時水面はございますけれども、それ以上に水がたまるようになっていまして、この地区内に降った雨は、直接芝川に放流されずに、この池に1回たまって、徐々に一定数量だけ排水されるというような機能を持たせてございます。よろしいでしょうか。

○議長（久保田） どうぞ。

○出雲委員 ありがとうございます。

例えば2019年の台風のときは、今、畑として皆さん使われていますけれども、こういったところはどのような状況だったかというのはご存じでしょうか。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） お答えします。

その当時、この場所を見たかと言われると、私自身は見えてございませんけれども、見沼田圃の中は、要所要所水がたまって、大きな水たまりはあったかと思っております。

そもそも江戸時代から見沼田圃の取水機能は期待されていたところではございますけれども、埼玉県さんの事業も進んでまいりまして、かなり芝川の排水機能は上がってまいりますので、そこに新たな負担をかけないように、今回、我々も調整池を設置するところでございます。

○議長（久保田） 出雲委員、よろしいでしょうか。

○出雲委員 最後。

○議長（久保田） 最後、どうぞ。

○出雲委員 ありがとうございました。

ざっくり聞くと、今後の懸念点というのは何かございますでしょうか。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） 今回この事業を進めるに当たりましての我々が考えているところとしましては、非常に公園整備に関する点につきましては、皆様から前向きなご意見をいただいております。早期に整備してほしいというような声もいただいております。そういった点で考えますと、用地買収、あるいは整備工事費といった点で事業費の確実な確保ができるかというところは懸念するところでございます。

○議長（久保田） よろしいですか。

○出雲委員 はい。

○議長（久保田） ありがとうございました。

久保委員、先ほど挙手されておりました。どうぞ、お願いします。

○久保委員 久保でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは1点だけ、事業費についてお伺ひいたします。

このセントラルパークの整備の総事業費というのはどのぐらいか。それから、今後かかる費用としてどのぐらい予定しているのかと、これまでどのぐらいの費用をかけてきたか教えていただければと思います。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） 少しお待ちください。

お待たせいたしました。お答えいたします。

これまでの整備につきましては、合併記念見沼公園、既に開設された公園でございますけれども、ここに約29億円を投資してございます。今回拡張する11.8ヘクタールにおきましては、用地費に工事費を加えまして、総額約100億円を予定してございます。

以上です。

○議長（久保田） 久保委員、よろしいでしょうか。

○久保委員 結構です。

○議長（久保田） ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか、皆さん。

お願ひいたします。

○玉井委員 すみません、いろいろご質問出ましたので、私も1点だけ質問させていただきます。

さいたま市が誕生して間もなく策定されたセントラルパーク構想、セントラル計画ですか、に沿って先行整備された合併記念見沼公園にいわゆる第2期の整備地区が追加をされて、今回の地区公園から総合公園になるということだなというふうに認識しています。やっとなセントラルパークという非常にいい名前が使えるようになるなということで、非常にすばらしいなというふうに思っています。

それで、第2期の整備計画地区ですけども、たしか平成28年頃だったかな、国交大臣から首都圏の防災拠点公園として指定をされているというふうに認識していますけれども、この首都圏の防災拠点公園としての位置づけとか、期待される機能とか、その辺についてお分かりでしたらご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） ご質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり平成28年3月に国土交通省が改定を公表しました首都圏広域地方計画におきまして、さいたま新都心付近が国交省の所管する緊急災害対策派遣隊、テックフォースの進出本部として位置づけられたところでございます。これを受けまして、平成28年7月付で国交省の関東地方整備局と日大の法学部及び本市の3者によって、テックフォースにおける日大キャンパスの使用に関する協定というところを締結したところでございます。

この日本大学の宮崎キャンパスと関東地方整備局のさいたま新都心の中間に存する今回のさい

たまセントラルパークでございますが、ここにつきましては、この協定と連携したテックフォースの集結拠点としての役割が考えられるとして、平成30年3月に国交省、関東地方整備局と本市で再度協議を行いまして、この点を確認しておるところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（久保田） よろしいですか。はい、どうぞ。

○玉井委員 そうしますと、日大の法学部、前からテックフォースの拠点ということで聞いておりますけれども、こちらの第2期の整備地区も補完するというか、それと連携したスペースということになるということでしょうか。

○都市公園課長（麻生） はい、特にこの公園につきましては、緊急車両が集結できる場所として、車両集積場所の想定で設計を進めていこうと考えております。

○議長（久保田） よろしいですか。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。お願いいたします。

小池委員、お願いします。

○小池委員 今、資料1-3の環境影響評価書の要約版を拝見させていただいているんですけども、10ページ、11ページあたりに、今度、公園になる区域にいろいろな動物や植物、鳥とか魚がいるようなんですけども、その保全の措置を取るというふうに書かれてありますが、ちょっとその内容が具体的によく分からないなというところがあると、植物はミゾコウジュは移植をすると書いてあるんですけども、先ほど住民の方からの意見書にありましたスイカズラのことに関しては、特に記載がなく、具体的にどういった保全をするご予定かということをお教えいただければと思います。

○議長（久保田） お願いします。

○都市公園課長（麻生） ご質問にお答えいたします。

見沼田圃地内、今回のこの地区範囲の中にも貴重な動植物が生息しているというふう聞いております。そういった点で、保全していくものがどこに生息しているのかということ、あるいはこの地区になじむ植物は何なのかというところは、専門の方ですとか、生態系保護協会の方々とか、詳しい方々にお伺いしながら設計を進めていくつもりでございます。

私も、ここに書いてあること以上のことは、ごめんなさい、今ご案内できませんが、先ほど来ご説明さしあげているように、この見沼田圃の自然は今以上に保全していくという考えであります。

○小池委員 分かりました。ありがとうございます。

○議長（久保田） ありがとうございます。

深堀先生、どうぞ。

○深堀委員 今の保全の話に関連してお話をしたいと思うんですけども、見沼の保全・活用・創造の基本方針に合致するということ言えば、自然環境の保全ということが非常に大きなテーマになると。ビオトープ、池の部分と、それか学習田んぼというところを中心に、それから樹林の部分で保全等ができるということをおこれから計画を進めていってほしいと思います。

ただ、特に見沼田圃地域で一番課題になり得るのは、湿地環境の保全ということになりますと、出来上がった後の活用プログラムといいますか、自然の保全にたけた専門家の方々と市民が協働しながらそういう環境を維持するような、そういうプログラムみたいなことをここでできるかどうか鍵になってくると思いますので、特に水の環境というのが非常に簡単なことではないとい

うことで、場所だけつくるということではなくて、その後のプログラムということをご検討いただくといいんじゃないかなと思います。

○議長（久保田） ありがとうございます。よろしいですか。何かコメントありますか。

○都市公園課長（麻生） 貴重なご意見ありがとうございます。

我々もこの自然を確保していくのに、ソフト的な事業というのが非常に重要だというふうに考えております。その中で市民参加、市民と協働していけるという形が取れば理想的だというふうに考えております。ぜひ取り入れて検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（久保田） ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、ほかにご意見、ご質問もないようでございますので、よろしければ採決とさせていただきます。よろしいですね。

では、議案第404号「さいたま都市計画公園の変更について」原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（久保田） ありがとうございます。

皆さんに挙手をいただいたと思いますので、議案第404号につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。

続きまして、議案第405号「建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定による処理施設に係る敷地の位置の許可について」、ご担当の説明をよろしくお願いいたします。

準備ができましたら、よろしくお願いいたします。

建築行政課長、お願いします。

○建築行政課長（島村） 建築行政課長、島村でございます。

それでは、議案第405号「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設に係る敷地の位置の許可について」ご説明いたします。

○議長（久保田） 着席でやってください。

○建築行政課長（島村） 着座にて説明させていただきます。

本議案は、民間事業者が計画いたします産業廃棄物中間処理施設につきまして、51条ただし書許可申請があり、許可に当たり都市計画審議会への付議が必要となることから、ご審議をお願いするものでございます。

初めに、法規定の概要をご説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、建築してはならないとされています。

一方、同条ただし書では、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合には、この限りでないとされています。

国土交通省発出の都市計画運用指針によれば、市が設置するごみ焼却場など恒久的かつ広域的な処理を行う施設につきましては、都市計画においてその敷地の位置を定めることとなります。

一方、旧建設省の通達では、特定行政庁が許可として取り扱う場合は、市街化の傾向のない場所に位置し、もしくは比較的小規模であるなど、周囲への影響が少ない場合、暫定的なものである

場合等とされております。

本議案での計画施設は、このただし書の規定による許可相当と判断いたしましたことから、ご審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書1ページをご覧ください。スクリーンには同様のものを投影してございます。

初めに、計画施設の概要を簡単にご説明いたします。

計画地は、岩槻区大字横根字相野谷地区内であり、市街化調整区域内にございます。

計画建築物の用途は、産業廃棄物中間処理施設であり、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類の破碎処理施設となっております。

破碎機の処理能力や実際の処理量は、お示しのとおりでございます。

スライド戻しますが、卸売市場やごみ焼却場その他政令で定める処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければならぬといたしましたが、その他、ここで赤字で示してございます、その他政令で定める処理施設につきましては、この下の1、2に該当いたしますが、今回は2番の赤丸、産業廃棄物処理施設になりますが、詳しくは次のスクリーンにお示ししてございます。

こちらが「その他政令で定める処理施設」のうち産業廃棄物の処理施設であり、51条の対象の施設となります。今回の計画施設は、このうち赤字で示してございます廃プラスチック類の破碎施設、それから木くず及びがれき類の破碎施設であり、処理量がそれぞれ1日当たり5トンを超えることから、51条の許可が必要となる施設となります。

今回の計画施設の許可手続を整理いたしますと、スクリーンのとおりとなります。左列が本計画施設での破碎処理をする産業廃棄物の種類、中列が本計画施設の処理能力、右列が第51条ただし書の許可を要するものというふうになります。

ちなみに、破碎施設とは写真のような施設でございまして、集めた廃棄物をこのような破碎機で破碎するものであり、破碎された廃棄物はリサイクル施設や最終処分場へと運ばれてまいります。詳しくは後ほどご説明いたします。

議案書3ページをご覧くださいと思います。

計画施設の案内図となります。スクリーンは同様でございます。敷地の位置は、岩槻区と見沼区の区境で、本市の東部環境センターの東側に位置いたします。

申請者の事業計画地での現状と今後についてまずご説明したいと思います。

申請者は、昨年度、既存施設でありました建物の建て替え工事に着手いたし、竣工後の本年3月より、積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業を再開したところでございます。産業廃棄物収集運搬業の許可は大きく2つございます。1つが「積替え保管を含まないもの」、もう一つが「含むもの」となりますが、「含まないもの」は、産業廃棄物の排出現場で廃棄物を積み込むこと、それと廃棄物処理施設で積み下ろすだけのものであり、その途中で廃棄物を下ろすことはできないというものでございます。

一方、「含むもの」、これは上になりますけれども、運搬効率を上げることを目的といたしまして、収集した廃棄物を一時的に集約・保管したり、他の車両に積み替えることができるものであります。申請者は、この上のほうの「積替え保管を含むもの」という事業を行っているところであり、この建て替えた施設を利用して積替え保管の事業を実施しているところでございます。

今後につきましては、この建て替えた施設内に破碎機器を設置いたしまして、産業廃棄物中間処理施設の事業を開始しようとするものであります。

なお、産業廃棄物収集運搬業については、縮小の方向ということでございます。

次が各廃棄物の破碎処理とリサイクルについてでございます。

可燃物であります廃プラ類、紙くず、木くず、繊維くず、これにつきましては本施設で破碎処理後に、埼玉県久喜市にありますサーマルリサイクル施設へ搬出され、焼却処分されます。このサーマルリサイクル施設は、申請者が自社で所有する施設となつてございまして、焼却処分の際に発生する熱エネルギーを利用したタービン発電施設を併設しております。

次の金属くずにつきましては、破碎処理後には製鋼原料としてリサイクルする施設へ搬出され、不燃物でありますコンクリート類及びがれき類等々につきましては、焼成の上、セメント原料とするための施設へ搬出される、または埋立処分場へ搬出される計画になってございます。このように破碎された廃棄物につきましては、その多くがリサイクルされることとなつており、建設廃材等の再資源化に寄与するものであり、建設リサイクル法と循環型社会を目指す理念に合致したものになってございます。

次に、産業廃棄物に係る取組についてご説明いたします。

基本的な構図といたしまして、「国の環境大臣の基本方針」、それから埼玉県の「第8次埼玉県産業廃棄物処理基本計画」を受け、本市におきましては、「さいたま市産業廃棄物処理指導計画」を平成28年3月に改定いたしまして、昨年度で計画期間を終了いたしました。さいたま市から排出される産業廃棄物の最終処分ゼロの理想の下、各種の取組が行われてきたところであり、引き続き啓発、指導を進めているところでございます。

次は、さいたま市における産業廃棄物の処理に関する現状でございます。

上の表は、市内発生量の処分別の内訳についてお示ししてございます。左の列は、市内発生量、それぞれの廃棄物の市内発生量に対し、一番右側になりますけれども、最終処分量は小さい数字となつており、最終処分ゼロに近づいている状況となつております。

下の表でございますが、委託中間処理量についてお示ししてございますが、左列の委託中間処理量に対しまして、その右側になりますけれども、市内での中間処理量の割合は8.9%から36.3%となつており、市内における中間処理の割合は低いという状況でございます。

それでは、本施設の概要についてご説明いたします。

改めまして、議案書の1ページをご覧いただきたいと思ひます。スクリーンも同様のものを投影してございます。

本施設の概要でございます。冒頭の説明と重複いたしますが、用途は産業廃棄物中間処理施設であり、51条の許可の対象といたしましては、廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設となつております。施設の稼働は月曜から土曜まで。破碎機の稼働時間は午前8時から午後7時まで。車両の受入時間は午前8時30分から午後5時30分まで。1日当たりの搬出入車両台数は47台。また、このほか、収集運搬業の積替え保管のための車両が搬出入で5台ということで、合計52台となつてございます。

議案書2ページが都市計画図となつてございます。スクリーンにも同様のものを投影してございます。

本施設の敷地は、さいたま市の東側に位置してございまして、市街化調整区域であり、農業振興

区域外となっております。

議案書3ページが案内図です。スクリーンも同様でございます。

本敷地は、東北自動車道岩槻インターチェンジ、国道122号線、あるいは国道16号線まで車で数分の場所に位置してございます。

議案書4ページをご覧ください。スクリーンも同様でございます。

付近の建物用途別分類図となっております。住宅を黄色、事務所を紫、工場を黒で表してございます。また、本敷地の境界線から100メートル、200メートル、300メートルの範囲をそれぞれ示しております。敷地周辺は農地が占めておりますが、住宅や工場が点在する状況となっております。一方、学校や病院、福祉施設などにつきましては、この300メートルの範囲にはございません。

次は、スクリーンをご覧くださいと思いますけれども、敷地周辺の航空写真になります。画面中央の赤い部分が本施設の敷地となります。

議案書5ページが敷地周辺の状況写真となっておりますが、スクリーンも同様でございます。

写真撮影方向位置図に示す矢印の方向で撮影した写真をそれぞれ大きくいたしますが、これが敷地の西側の入り口の部分です。南側の部分。東側の部分。北側の部分。そして、これが昨年建て替えた既存の施設でありまして、産業廃棄物処理施設として利用する計画の建築物であります。

議案書6ページが配置図となっております。スクリーンも同様でございます。

敷地の西側に出入口がございまして、道路から10メートルほど後退したところに門扉が設置されております。前面の道路の車道と歩道を合わせた道路幅員は、本敷地の前面で12メートルほどとなっております。敷地内の建物配置につきましては、敷地出入口側に、2階建ての事務所棟、それから奥に産業廃棄物処理棟の2棟がございまして、建築物の最高の高さや延床面積等々は図示のとおりでございます。

敷地の外周部は、先ほどの写真でもございましたが、コンクリート擁壁の上に鋼板、あるいはネットフェンス等々となっております。緑色の部分は緑地を示しておりますが、今回新たに中木を60本、低木を640本ほど植え込むなど緑化に努めております。

次、議案書7ページが処理施設棟の平面図となっております。スクリーンも同様でございます。

青い四角で示した部分が産業廃棄物の保管ヤードとなっており、それぞれコンクリートの壁で三方を囲まれて区画されているという状況です。緑で示された部分は、廃棄物を保管するコンテナ、また赤の部分は、産業廃棄物の積替え保管をするコンテナという配置になってございます。

議案書8ページが処理施設棟の立面図となっております。スクリーンも同様でございます。

建物の構造、規模は図示のとおりでございます。

議案書9ページが事務所棟の平面図となっております。スクリーンも同様でございます。

図面、上段が1階平面図、下段が2階平面図となっておりますが、1階部分は従業員の事務所と作業員の詰所になっており、2階部分は休憩室、それから倉庫になっております。

議案書10ページが事務所棟の立面図でございます。スクリーンも同様でございます。

建物の構造、規模は図示のとおりであります。

次が搬出入車両の軌跡図となっております。

緑色で示した軌跡図のとおり、搬入車両は、この出入口より入場し、トラックスケールで計量を行った後、破碎施設棟内に入場し、廃棄物の積み下ろしを行います。その際、必要に応じ、赤と青の四角の部分、この待機場所で待機することもあります。積み下ろしが完了した車両は、同じ

く緑の軌跡図のとおり、破碎施設棟から出た後、再度、トラックスケールで計量を行い退場いたします。1日当たりの搬出入車両は47台ですが、その内訳といたしましては、3トン車で23台、4トン車17台、7.8トン車7台となっております。このほか、収集運搬業の積替え保管のための車両は、3トン車5台となっております。

次が破碎処理の流れでございますが、破碎施設棟の中の黄色で示した部分で廃棄物の展開を行い、併せて選別を行い、廃棄物の種類ごとに保管ヤードへ移動します。廃棄物が一定量たまり次第、重機により破碎機の投入口に投入し、破碎されます。破碎された廃棄物は、青で示すヤードへコンベアで送られるという形です。そして、廃棄物の種類ごとに各保管ヤードに移すという計画になっております。

なお、これらの破碎処理は、廃棄物の種類にかかわらず、この1つの機械で行うことというふうになっております。

破碎機は、冒頭の説明のとおり、写真のようなものでございます。

次が搬出入車両の経路図となります。搬出入車両の経路は1つでございます、青の実線で示した経路でございます。敷地と国道16号線を結んだ経路でございます。

次が搬出入車両の経路図と、周辺小中学校の位置を示したものとなります。青線が車両の搬出入経路、赤線が小学校及び中学校の通学路となっております。黒い点線で囲った部分において、経路が一部重複してございますが、縁石のある歩道等設けられてございます。また、車両の受入時間である8時半前には、学校の登校も終わっているということから、通学路に与える影響は少ないものと考えてございます。また、事業者は交通安全に十分注意するよう運転手への指導を図る運用としております。

次は行政手続についてご説明いたします。

上の段が本市の「建築基準法第51条ただし書許可取扱基準」に基づく手続でございます。市へ事前申請書が提出された後、庁内では、関係機関25部署による調整会議を行います。その後、関係機関の意見を踏まえ審査を行い、今後実施すべき条件を付して結果を通知します。事業者は、その後、建築計画や環境に対する影響調査等々を行い、これらとまり次第、周辺の土地、建物の所有者、あるいは自治会に対し説明を行います。十分な意見交換がなされた後に、周辺自治会との間で環境に関する協定を締結するということになっております。その後、許可申請、都市計画審議会の議を経て許可という段取りでございます。

また、下の段が環境局において進められている「さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例」や、こちら「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可申請の手続でございます。これらにつきましては、近隣説明会の後に住民意見書の提出、あるいはこれに対する事業者の見解書の提出等々行われますが、これにつきましては、近隣住民と事業者の間にさいたま市が入った形で行われます。この後、自治会との協定の締結を受け、施設設置承認となり、その後、法律（廃棄物と処理及び清掃に関する法律）に基づく許可申請という段取りでございます。これらのほか、先ほどの関係各所管25部署、それぞれの立場から調整協議を行っており、連携を図りながら手続を進めております。これらを経て、現在はこの辺にいるという状況でございます。

次が環境影響調査の関係でございますが、選定項目をまとめた表になってございます。大気質、騒音、振動、悪臭を調査項目といたしております。

次が環境影響の配慮項目と対策内容についてまとめた表になってございます。

粉じん飛散防止のため、廃棄物の保管、破碎は建屋内で行う。建屋の車両出入口は高速シャッターを設置し、開閉時間を短くする。騒音対策のため、破碎機の整備点検を十分に行い、整備不良による騒音、低周波の発生を抑制する。破碎機に近い外周部には、防音性の高い壁とする。振動対策のため、破碎機には強固な基礎を設ける。悪臭対策のため、破碎処理において悪臭を発生する廃棄物は取り扱わないといった対策を行います。これにより、大気質、騒音、振動、悪臭、いずれも環境保全目標に適応する結果となり、周辺環境への影響は軽微であると判断するところであります。

次が各手続による周辺住民への説明状況でございます。

上の表が「産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例」に基づくものでございますが、こちらを先行して令和2年11月に説明会が開催されました。対象者といたしましては、敷地から200メートル範囲内の居住者、事務所、自治会であります。これらにおける意見、質問につきましては、次のスライドになります。

施設から煙は出ないか。煙は出ない。騒音等による影響はどのように調査するのか。条例に基づく周辺環境配慮書において施設稼働後の予測をし、問題のないことを確認している。

防火対策は。自営の初期消火のための防火水槽を設置する。また、消火器、熱感知器を設置する。夜間等不在時対策は警備会社と契約する。

その他の意見等に対し、地震時の災害時には、状況によっては建屋内に一時的に避難していただくことも可能である。今まで繁忙期のみであった警備員の配置を常駐とする予定であるといった内容であります。

スクリーン戻しますが、そして、この上の表の下の部分ですね、これが「さいたま市51条ただし書許可取扱基準」に基づくものでございますが、敷地から100メートルの範囲内の土地所有者、建物所有者へ個別説明として、令和3年4月に資料の投函、資料郵送、そして敷地から300メートルの範囲内の自治会の会長に説明がなされました。こちらにおいては、特段の意見はなかったということでもあります。

また、下の表になりますが、冒頭において、この本施設は建替えを行い、本年3月より事業の再開をしたと申しあげましたけれども、昨年度、施設の建て替えに当たり「中高層建築物の建築及び大規模開発等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」が適用されましたことから、昨年度において対象事業区域の境界線から15メートル以内の土地、建物所有者に対して説明が行われましたが、ここにおいても特段の意見はなかったということでもあります。

次は、環境等に関する協定に関することでございますが、対象となる自治会は、本敷地から300メートル範囲内にある自治会であり、柏崎自治会、横根上自治会、谷下自治会、膝子自治会の4つとなりますけれども、これらの自治会とは環境保全に関する協定が本年4月30日に締結されております。この協定に掲げられている主な項目といたしましては、公害防止といたしまして、公害を発生させないこと、周辺地域の生活環境を保全することを基本理念とすること。施設の運営として、施設の稼働時間、搬出入車両の運搬日及び時間に関すること。苦情への対応として、住民から苦情があったときは、誠意を持ってこれに対応すること。被害補償として、事業活動により被害を及ぼした場合は、誠意を持って補償すること等でございます。このように調整が図られていることから、近隣への説明が十分になされ、理解が得られているものと考えております。

以上、本施設は、市街化調整区域への立地とはいえ、付近に住宅のある敷地への立地ではござい

ますが、廃棄物の破碎、保管について、建物内で行うことや、車両の搬入、搬出経路も適当であること。車両の入退場に十分な空地が確保されていることなど、機能や環境を配慮した計画となっております。敷地周辺には、学校、病院、福祉施設等の立地もございません。また、本施設は、廃棄物処理施設という用途自体に少なくとも公益性が認められるものであり、廃棄物の再資源化を推進する施設であることから、本市における必要性も認められるものと考えております。

そして、敷地及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対する配慮や、搬入搬出経路、車両運行時間などについて、近隣住民に対し十分な説明がなされていること。さらには、周辺自治会と環境保全に関する協定の締結がなされるなど、本市が定めた51条ただし書許可基準を満たすものとなっております。このことから、本許可申請につきましては許可相当と判断いたし、本都市計画審議会に付議したところでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保田） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見などがありましたらお願いいたします。久保委員、どうぞ。

○久保委員 大変丁寧なご説明ありがとうございます。

説明をお聞きしまして、確認なんですけど、今は収集の業務を行っていて、積替えの保管をやっている業務であると。今後は、破碎施設になっていくということで、それに当たっての心配事、騒音であるとか粉じんであるとかについての対策はしっかりと取れていて、また住民の説明会なども実施されていて、皆さん納得していて、自治会との協定の締結も済んで今日に至っているということによろしいんですね。

○建築行政課長（島村） そのとおりです。

○久保委員 ありがとうございます。

ちょっと1点だけ、今の説明の中でもうちょっと詳しく聞きたいなと思ったことがあるんですが、廃プラスチックについてなんですけれども、ご説明で示された画面で、破碎後焼却するという、これですね、いうのが出てきています。しかし、その後リサイクルなども行ってというような説明もあったと思うんですが、実際にプラスチックだけ注目しまして、プラスチックを破碎して、その後、全て燃やしてしまうのか。それとも、その間にきちんとしたリサイクルできるものはリサイクルしていくというシステムが取られているのか確認させてください。

○議長（久保田） お願いいたします。

○産業廃棄物指導課長（栄田） 今のご質問にお答えいたします。

廃プラスチックに関しましては、全て燃やしまして、熱回収でリサイクルということになっております。

以上でございます。

○議長（久保田） はい、どうぞ。

○久保委員 分かりました。つまり、熱回収によるその熱がリサイクルだということのリサイクルなんですね。そうなんですね。分かりました。

この産廃で送られてくる廃プラスチックは、全てほかの商品にリサイクルできる道があるようなものというのは、やはりないものなんでしょうか。

○議長（久保田） いかがでしょう。

○産業廃棄物指導課長（栄田） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにさいたま市、家庭ごみとして回収しているものは、そういった方向でのリサイクルもやっているんですが、こちらの事業計画に関しましては、熱回収というところで事業者が計画しております、それもリサイクルの一つというふうに位置づけられていることから認めているものでございます。

以上でございます。

○議長（久保田） はい、どうぞ。

○久保委員 熱として利用していくということでリサイクルということだと、分かりました。理解します。少し残念だなという気持ちもありますが。

あと最後に、今回、ただし書規定によってということで行われるわけなんですけれども、このような中間処理施設、破碎施設というのは、さいたま市内においてまだまだ不十分である、今後も増やしていかなければならないようなことなのか、確認させてください。

○議長（久保田） お願いします。

○産業廃棄物指導課長（栄田） ただいまのご質問にお答えします。

廃棄物処理法上でこういった処理施設の許可申請が出てきますと、許可基準を満たしていれば、許可を出さざるを得ないという法律の立てつけになっておりまして、さいたま市の意向というんですかね、そういったもので足りているから許可しないということがちょっとできない法律になっておりますので、申請が出てきましたら許可をする方向になると思います。

以上でございます。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

○久保委員 結構です。ありがとうございます。

○議長（久保田） ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

出雲委員、どうぞ。

○出雲委員 ありがとうございます。

私からは1点、先ほど通学路の登下校の話がありましたが、朝は8時半から始まるので、登校は終わっていますよということですが、帰りの下校時ですね、下校時は子供たちが登校班のように一列にだっと帰ってくる感じじゃなくて、仲よしの子と並んで帰っていくようなところがあるんですけれども、それに関してどういった配慮があるかというのはご存じでしょうか。

○議長（久保田） お願いします。

○建築行政課長（島村） 特に事業者側としては、配慮といたしましては、先ほどのご説明のとおり交通安全に十分配慮するよう運転者への指導、あと先般の千葉の事故もありましたけれども、アルコール等のチェック等々は、営業開始前後でやられるということでございます。

あと、先ほどの説明で申し上げましたけれども、黒い点線で示していますけれども、実際はこの交差点から入ってすぐのところで、交通が少ない道内側の細い道を通って通学しているようで、安全に配慮された形で下校もなさっているのかなと感じております。

○議長（久保田） よろしいですか。どうぞ。

○出雲委員 十分に配慮していただくのは当然なんですけれども、やはり子供たち、結構ふらふらするところがあるので、何か子供たちにも、そういった指導みたいなことが、自治会からとか、簡

単にできるかどうかというところは、今回とはちょっとまた話が変わるかもしれないんですけども、できるんでしょうか。

○議長（久保田） いかがでしょう。

○建築行政課長（島村） これにつきましては、教育委員会のほうと協議をさせていただきまして、できる範囲のこと、あるいは少なくともこういった施設ができるというアナウンスはさせていただきたいと思います。

○議長（久保田） はい、どうぞ。

○出雲委員 すみません、あと1点だけ。

今の受入車両の数と今後の今書いてくださっている数というのは、増えるんでしょうか。それとも同じぐらいなんでしょうか。

○建築行政課長（島村） 先ほど52台と説明しましたが、産業廃棄物収集運搬業では、54台が最大で運行されているということでございますので、2台減るということでございます。

○議長（久保田） よろしいですか。ありがとうございました。

ほかの方がいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、採決を行います。

議案第405号「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設に係る敷地の位置の許可について」原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（久保田） ありがとうございました。

皆さん、手を挙げていただきましたので、賛成多数でございます。議案第405号につきましては原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の審議については終了でございます。

ご審議いただいた事項につきましては、会長から速やかに市長に答申をいたしますので、ご了承願います。

〔報告事項〕

（1）令和2年度第4回さいたま市都市計画審議会（令和3年3月23日）答申案件の結果について

○議長（久保田） 続きまして、次第の3、報告事項に移ります。

報告事項1、令和2年度第4回さいたま市都市計画審議会答申案件の結果について報告をお願いします。

○事務局（桑原） それでは、令和2年度第4回さいたま市都市計画審議会答申案件の結果についてご報告いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

令和3年3月23日開催の令和2年度第4回さいたま市都市計画審議会での答申案件につきましては、資料記載のとおり告示がなされました。

以上でございます。

○議長（久保田） ありがとうございました。

報告事項は以上でよろしいでしょうか。

○事務局（桑原） はい。

○議長（久保田） それでは、以上で報告事項も終了とさせていただきます。

委員の皆様から何か全体を通してご発言ございますか。

出雲委員、どうぞ。

○出雲委員 今日開催ありがとうございました。

私ごとの話になるんですけれども、今回、私の子供が通っている施設でコロナの感染者が出たんですね。私の子供が濃厚接触者になり、陰性にはなったんですけれども、その関係で今日は欠席するかもしれないということが発生しておりました。

このご時世ですので、もし可能であれば、今後の検討課題として、オンラインでの開催であるとか、そういったご配慮も検討していただければなというふうに考えておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（久保田） どなたに。じゃ、お願いします。

○都市計画課長（石瀬） 今、出雲委員のご提案をいただきましたので、内部のほうで検討させていただきます。進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保田） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

そのほかよろしいですか。

それでは、特にご意見ないようでございますので、今回の審議会で予定しました案件は全て終了でございます。ありがとうございました。

では、最後、事務局にマイクをお返ししますので、よろしく願いいたします。

○事務局（桑原） ありがとうございます。

それでは、最後、事務局より連絡事項させていただきます。

次回の審議会についてお知らせをさせていただきます。

令和3年度第2回都市計画審議会につきましては、令和3年11月2日火曜日午前を予定しております。詳細が決まり次第、事務局より改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

既にこの時点でご都合がつかないことが明らかな方がいらっしゃいましたら、この会議閉会后に事務局のほうまでお声がけしていただくようお願いいたします。

事務連絡は以上となります。

本日は、委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年度第1回さいたま市都市計画審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

[午後4時02分 閉会]